# 我が国企業の成長力を高めるための環境整備

国際比較とドイツの改革から考える―

#### はじめに

只今御紹介いただきました木下でございます。

わが国経済の成長戦略を検討する場合、

私は、

ていくということが最も重要な論点だと考えてき 企業のリスクテイクを制度面からエンカレッジし

ました。そこで、二年半ぐらい前から、私なりに

勉強し、ペーパーをまとめたうえで内外のいろい の中には、その過程で、本日お見せするスライド ろな方と議論させていただきました。ご出席の方

> 木 下 信 行

させていただきたいと思います。 成果を整理させていただくということで、 かと思いますけれども、今回は、現段階における お話を

のいくつかを既にごらん頂いた方もいらっしゃる

## 、我が国経済の成長力

#### (将来の成長見込み)

に、経済財政諮問会議に内閣府が提出した数字で なる将来の成長見込みを示しています。この一月 まず、 図表1では、現在の経済政策のベースと

定になっております。 
この年には、二・三%で巡航軌道に乗るという想がっていきまして、今後の一つの目安になる二〇がっていきまして、今後の一つの目安になる二〇がっていきまして、今後の一つの目安になる 
とと上

この二・三%は、財政のプライマリーバランス

の回復や、先般出された年金の所得代替率五〇%

等、重要な政策目標のベースになっている数字で、それを目標に構造改革をすすめていこうといで、それを目標に構造改革を実施することによって経済再生が実現すれば二・三%を達成できるのう数字だと聞いております。

九%、一・一%の実質経済成長率しか達成できな考ケースを示したものが点線であり、当面、○・

逆に、構造改革がきちんと行われない場合の参

いという見通しです。

下の図は、これに対応する名目成長率を示して

日本銀行が進めております二%の安定的インフレことであります。この名目と実質の差は、私どもケースで三・六%、参考ケースで一・八%といういます。二○二○年の数字をみますと、経済再生

期待に対応するものです。

### (供給サイドの成長力)

なります。経済の供給サイドというのは、基本的の能力を持っていなければいけないということに率ですので、経済の供給サイドがそれを生むだけ

逆に、労働力と資本のほうから決まってくる供に労働力と資本で決まってきます。

大、設備投資の減少による成長率低下、最終的にを打っておりますと、経常赤字や財政赤字の拡給力を超えて、財政金融面で需要を刺激する政策

中長期の実質成長

ということが問題となります。

では、この二・三%はどうやって実現できるか

業者数の減少であります (図表2)。この左側のグラフでは、濃いグレーの棒グラフで就業者数の 値生産性伸び率を示しています。その合計が実質 経済成長率になるわけです。 一九九〇年代までは、濃いグレーの棒グラフは 上を向いておりますし、それなりの高さの生産性 上を向いておりますし、それなりの高さの生産性 かますと、濃いグレーの棒グラフは

%、二〇二〇年代はマイナス〇・八%、二〇三〇されております。二〇一〇年代はマイナス〇・六増減については、今後減少が加速していくと想定

んでいくという想定になっております。年代はマイナス一・二%と、どんどん労働力が縮%、二〇二〇年代はマイナス〇・八%、二〇三〇

とフランスでありまして、イギリスやアメリカはべてみますと、我が国とよく似ているのはドイツこのような生産年齢人口の減少をほかの国と比

やっていると、日本、ドイツ、フランスは経済がせん。従って、アメリカ、イギリスと同じことを二○○年代に入るまで労働人口が減少していま

ような成長戦略が必要かということが問題でありそのような生産年齢人口の減少のもとで、どの

衰退していくという構造になっております。

ていただきますと、就業者数の増加率は、先ほどそこで、右上の表の現状維持というケースを見

向

上と合計しても実質経済成長率は○・八%に低

ます。

下しています。

の就業者数の変化をもたらす生産年齢人口の

第54巻第8号 男性の労働参加率と同程度に引き上げるという施 げていくかということが課題になります。 て、 せんので、どうやって供給サイドの能力を引き上 ます。これでは到底、 すと実質経済成長率は○・三%という数字になり 産性の上昇率実績は一・一%ですので、合計しま 昨年の日本再興戦略では、この点に関しまし ・八%となっております。二〇〇〇年以降の生 女性やシニア層の労働参加率を、 経済再生はなし遂げられま 生産年齢の

産性の上昇率を二・三%に引き上げなければいけ

申しました生産年齢人口の減少率と同じマイナス

ないということになります。

なお、今述べたゼロ%の意味ですが、これは労

れたとしても、二〇二〇年度以降は、就業者数 せん。したがって、日本再興戦略の目標が実現さ ですので、二〇二〇年度以降はもう効果がありま 働不参加のストックがシフトすることに伴うもの が

は、もっと抜本的な措置を講ずる以外にないとい 減少していきます。この問題を解決するために マイナス〇・八%、マイナス一・二%と加 速的に

うことになります。 それはともかく、

二・三%という数字の意味を示しています。 成長戦略を考えてみましょう。その下の表では 次に、二〇二〇年までの間

生産性の上昇率の構成要素は、さらに大きく二

つは資本装備率の効果です。 より性能の高い

つに分かれます。

質経済成長率を達成するためには、こうした施策

:確実に実行されることに加えて、一人当たり生

になります。

わされ、

就業者数の変動がゼロになるということ

その場合、二・三%という目標の実

での間は、生産年齢人口の減少がちょうど埋め合

たと仮定して効果を推計しますと、二〇二〇年ま

策が打ち出されております。仮にそれが実現され

が

4

ても、 かも、 は、 \_ とは比較的容易だったのですが、現在は、産業構 高いときは、 が、これを含んでも一・一%にとどまります。 相当ダイナミックに設備投資をしていた時期です はバブルの期間を含んでおります。日本としては が上がっていくという効果を指します。この 可能性は小さくなっているからであります。 造がサービス中心に移っていますので、そうした です。この一九八〇年から二〇一二年という期間 いいますと、 今後は、仮にバブル期並みに投資したとし 九八〇年から二〇一二年の平均で一・一% 同じ効果は期待できないのです。 設備投資によって生産性を上げるこ かつてのように製造業のウエートが なぜかと 実績

> るとか、 数量でははかりがたい要素が入ってきま

す。

従って、経済再生を実現するためには、

資本装

機械を導入する等の設備投資をしますと、

生産性

泉は、イノベーションや経営戦略に求めねばなら 難な目標を何とか達成しなければならず、 備率の寄与をあまり期待できないなかで、 を一・七%から二・三%に上げるという極度に その 生産性 源 凩

## (我が国企業のパフォーマンス)

ないということになります。

標を実現するのは、 資本主義社会のわが国では、こうした大変な目 何よりも企業の役割というこ

とになります。

総資本付加価値率といいますのは、営業利益と人 値率を見てみます 「法人企業統計」から日本の企業の総資本 (図表3)。ここで示してい 付 加 る 価

そこで、企業のパフォーマンスにつきまして、

ションであるとか、あるいは経営戦略の成功であ であります。どういうものかというと、イノベー

残る全要素生産性は、さらにその他ということ

件費の和を総資産残高で割った比率です。この定 価 値生産性に近いような動きを示す数字だという 大体マクロ経済学でいうところの付加

ことになります。

円安のときもある、物価が上がったときもあれば す。この間には、金融が引き締められたときもあ 貫して低下していることがおわかりだと思いま 下がったときもありますが、そうした金融現象と れば緩和されたときもある、 造業の総資本付加価値率は、七〇年代後半から一 このグラフをごらんいただきますと、 円高のときもあれば 実線 の製

が下がっているということであります。 は関係なく、 一貫して製造業の総資本付加価値率

製造業の資産が水膨れを続けていたのですが、 ブル崩壊に伴ってそれが縮んだことから、反射的 では持ち直してきました。これは、バ 非製造業は、九〇年代まで低下した後、最近ま ブル期に非

に総資本付加価値率が上がっていったという側面

いうことは、先進工業国ではそう不思議なことで があるのではないかと推測しています。 このように、付加価値生産性が下がっていくと

す。経済再生を目指すわが国としては、何とか自 す。しかし、それを肯定すると、二・三%の達成 は下がっていくものであるという議論 ますので、どうしても自然にこういう付加価値 ビジネスのフロンティアがどんどん縮まっていき はありません。つまり、 はもう絶対に無理だということになってしまいま 経済発展につれて新たな があ りま 率

き上げる能力を取り戻さなければ 然のトレンドを跳ね返して、 付加価値生産性を引 いけないという

ことがおわかりと思います。

割った数字を示しています。製造業では七〇年代 みましょう(図表4)。これは、 次に、 我が国企業の自己資本比率の推移を見て 純資産を総資産で

性と同 資本比率が上がっているということにご注意くだ 後半から一 様 貫して上がっています。 金 融現象とは関係なく、 付加加 貫 価値 して自己 生産

らい。

非製造業では、

九九年まで横ばいで、それ

産性が低下しているなかで、

わが国経済

0 成 価

長 値

力 生

このように労働力が縮小し、

企業の付

加

は、 比率 す。 らはバブル 以後急上昇していますが、これは八○年代後半か いうことだと思います。 金融危機に対応してデレバレッジが進んだと が長期的に上昇し続けていることが特徴で の影響があった一方、 いずれにせよ、 九〇年末以降 自己資本

す。 せて考えますと、 ブ構造になっているのではないかというになりま 口 1 現に、 れ リスク・ を、 わ 先ほどの付加価値生産性の低下とあ 口 が 国 1 企業の リターンに向けたインセンティ わ が 玉 現預金保有率や収 企業 の経営は、 な益率を ずっと わ

す。

は半分という特異な水準を続けています。これは

欧米企業と対比しますと、

現預金は二倍、

収益性

構造的問題だと思います。

### 〔産業の開放性と新陳代謝―米独日の 比

す。 資を拡大してもらうことによって、 や資本を取り入れるということもあり得るわ を引き上げるための手段としては、 外国人の労働力や外国企業による対内直接投 わが 外から労働 国経 済と け で 力

しての供給能力を引き上げてもらうというチョイ

7

スです。

本日は、 この点を含めまして、 国際比較をしま

て、 と三つで比べるの 中 日本はアメリカと比べてこうだという制 身に入る前に、 かを説明 なぜアメリ します。 力、 これ K 1 ッ、 度論 か 日 本 0

をしていた記憶がありますが、アメリカ

の制

度を

取り入れても、結果としては、必ずしもうまくい かなかったことがあるのではないかと思うからで

Ł

あります。

証券レビュー ば、 し、ドイツや日本は中規模の国民国家です。 とですが、アメリカは大陸の移民国家であります が減っていたと申し上げました。また、 減っていなかった。ドイツや日本は早くから人口 申し上げました。アメリカは、最近まで人口が に、(参考)として、アメリカ、ドイツ、 この点に関しまして、お手元の資料の一番後ろ アメリカと日本はあまりにも対照的です。例え 一番重要な点として、先ほど人口構造の話を 自明のこ 日本の対

> りわけオーナーの持株比率が非常に高 家が中心ですが、ドイツでは垂直的支配株主、 心の間接金融であります。 日本の場合は、 例えば株主の分布は、 後で申し上げますが、 アメリカでは機関投資 企業の構造につい 13 水平的 わけで لح 7

す。

安定株主ということになっています。

違いが日本にどういう意味をもつかを考えやすく ドイツという中間項を一つ入れることで、 このようなことから、アメリカと日本の間に、 制 度の

で議論させていただきます。

産業の開放性と新陳代謝」に戻ります

\_ 図

表

は、アメリカ、ドイツ、日本と並べて、国際比較 なるのではないかと考えました。そこで、本日

端に少ないのです。 されるところですが、日本に対する直接投資は 5)。まず、対内直接投資です。これはよく指 アメリカでは、二〇一〇年 極 摘

ベルで、直接投資残高のGDP比が二三・四%と

すと、アメリカはコモンローですが、ドイツと日

比表を示してあります。法制度を見ていただきま

は

マーケット中心ですが、ドイツと日本は銀行中

方が全く違います。

企業金融の形態も、

アメリカ

本はシビル

口 1 の

国ということで、法律のつくり

わ 成長力の今後の減退を外国からの資本あるい 対し、日本は僅か一・〇%です。 リカは一六・二%、 する日本の数字は、僅かに三・九%であります。 すと、七・七%になります。しかし、これに対応 として、ユーロ圏外からのものだけをとってみま 接投資というのは純粋に外資ということではない 二一・七%という数字です。ただし、 かったということが上の欄でわかると思います。 働力で補うというチョイスは、殆どとってこな なかですので、例えばフランスからドイツへの直 が つまり、少なくとも今までのところ、 次に、外国人労働者の比率です。これは、 国経済は、 外に向かっては非常に閉 ドイツは九・四%であるのに ユーロ 日本は、

アメ

かもしれません。

巻

0

いう数字になっています。これに対してドイツは

き上げるために、 資本のリシャッフルを徹底的に進める以外ないと いうことになります。つまり、全要素生産性を引 それではどうしたらよいかというと、労働 経営革新やイノベーションをす 力や

うことになります。 うことでは、労働力や資源の最適配分ができませ んので、抜本的に流動化しなくてはならない 経済学的な議論で説明する

に、長期間同じ組織で同じように働き続けるとい すめるということを考えますと、これまでのよう

に応じて、いつも企業が再構築されるようになっ 動をフレキシブルにして、 ていれば、一番効率がよくなるはずだということ 付加価値生産性の変動 と、労働も資本も希少ななかでは、できるだけ移

· は 労

れます数字は、開業率、 こうしたフレキシブルさの指標としてよく出 廃業率です。これを下の

は

国民性にも関わるので、すぐには変わらない

たということです。こうした経済

0

閉 鎖

鎖 的

性 で

です。

9

のは、表の少し下の方にある平均勤続年数です。

欄で見比べていただきますと、アメリカは九・三 %と一○・三%、ドイツは八・八%と八・○%で

す。日本は四・五%と四・一%ということで、ア メリカやドイツの半分の水準になっています。

し、そういう議論の観点から御注意いただきたい 比較するのであれば、そうだと思います。しか という議論が出されます。私も、アメリカとだけ が強い国ではうまくいかないのではないですか。」 かなかできませんよ。日本のように非常に定着性 ここで、よく「アメリカと同じようなことはな

の場合は、事業所に勤めている従業員は安定した 九年です。これは、おおまかに整理してしまいま なのに対し、 のリシャッフルを実現しているのですが、ドイツ これを見ていただきますと、アメリカは四・六年 アメリカは従業員が移ることによって産業 ドイツは一一・二年、日本は一一・

> もしないということが言えようかと思います。 でリシャッフルしている。 働き方を続けるなかで、事業所が会社を移ること しかし、 日本はどちら

### 二、リスクテイクを促すための環 境整備

しょうか。この問題については、人によっていろ シャッフルもしないということになっているので クをしない、外から人も資本も入れない、リ 10

では、なぜ日本の産業がこのようにリスクテイ

いろな議論があると思います。

ますので、日本企業のビヘイビアについて、それ は、ロー&エコノミクスという学問が確立してい あります。アメリカでは、こういう論点に関して 私なりに考えた要因は、 図表6の三つの項目で

を応用してみたということです。

なるわけです。

す。 早期 を得るわけですから、 の戦略をとると、 つ目 事業というのはリスクテイクをしてリターン 13 円 の要因は、 滑 に収拾できるかという問 リスクが顕在化する確率も高く リスクが顕在化した場合に、 ハイリスク・ハイリターン 題がありま

は、 で、 その間に、 だということが問題であります。その結果、 のことが更に先送りを助長するという悪循環に る債権者が厳しい責任追及をせざるをえない。 なっているということが一つ目であります。 の経営者は、 手続に長期間を要する上、結果の予測が 結果的 の観点から日本の現状を見ますと、 に破綻した場合には、大きなロスを蒙 損失がどんどん拡大していきますの 事業再構築の着手を先送りします。 企業再建 企業 困難 そ

> う話が出てきますが、正確には、 補償を併せて解雇の申 ますと、よく、ドイツの解雇の金銭解決制 全の比重が大きく、 いるということです。この関連でちょっと追 円滑な労働移動が阻害され し出をしても差し支えない 経営者が金銭 度とい 加 7

なすものです。 なければ、それで紛争はもう起こらないものとみ 同じ結論に達するのであ

つまり、

の間に労働者が審判所なり裁判所に申し立

7

という制度なのです。それに対して、しかるべき

期間

す。金さえ払えばやめさせていいという制度では ないということが重要です。 れば、早く決めるというものがドイツの 制 度で

えにたどり着くまでに費やす年数が全く違うとい 請求するということになっています。 と訴訟をしたあげく、 でき上がった答えは余り変わらないとしても、 その点、日本の場合は、 勝訴したら改めて補償金を 地位保全の訴えで延 結果として

ります。

わが国の法制度は、

既存正社員の地位保 |性が大きな論点とな

その際に、

雇用

制度の硬直

に、

ながる制度を是正すべきだということです。

特

買収対象企業の株式を売りたい人が売れない

うことがポイントであります。

す。 以上が、リスクが顕在化した際の早期収拾で

うことで、とりわけM&Aが重要です。これにつ次は、機動的なリスクテイクのための手段とい

る点は、統合対象企業における消極的な対応についてもかなり議論はされていますが、欠落していうことで、とりわけM&Aが重要です。これにつ

なっている。これが二つ目です。業再構築や産業の再編がなかなか進まない原因にという制度が障害であります。これが、企業の事

るということがわが国の特徴です。取引先株主とを行う中で、多くの企業で取引先株主が主力であイドについては、国内機関投資家が保守的な運用ミュニケーションということです。まず、株主サ三つ目は、リスクテイクに向けた株主とのコ

これらを変えることについては、どこの国でも、態に、自分たちのステークをもっていますので、眺らのは、企業の今の経営方針とか、今の事業形

否定的になります。

置いた情報発信ということです。わが国でも、それから、情報開示に関する法令遵守に主眼な

ディスクロージャーについては非常に立派な制度

リスク回避に偏った内部統制をもたらしているのる環境のもとでは、結果として財務比率の偏重と的な制度ですので、日本のようにアメリカと異なが入っているのですが、基本的にはややアメリカ

ではないかと考えています。

### 三、リスクが顕在化した際の早期 収拾

#### 法的整理の 件数の推 移

以下では、 以上の要因について順次説明いたし

ます。

たい と倒産は全く別の概念であることを確認しておき によるということになります。ここで、経営破綻 したときの早期収拾には、基本的には倒産手続き まずリスクテイクをした場合、 と思います。 資金繰り等で経営が破綻する リスクが顕 在化

業であれば、早目に手をつけて、リストラするな なります。 再建しようという制度が再建型手続ということに りほかのスポンサーに売却するなりして、企業を

と、 を与える仕組 ならないように整然と整理をしていくために保護 大変な社会的損失につながりますので、 みが 倒産手続です。 そう

が主でした。もっと言うと、取りつけが起きて資

昔の

日本の破綻というのは、

銀行取引停止

远分

であり、

は、 法的整理があります。 的整理でない 法的整理のベースとなる制度は、 その中で立て直すことが考えられる場合 と調整が難しくなります。 債権者が多数になれば、 まず破産法 日 本 法 で

倒産手続きには、

御案内のように、

私的整理と

でくる、 金繰りがつかず、 多くの場合、 暴力団が乗り込ん

うのが倒産手続の整備の考え方です。また、 あるいは経営者の方にとっても致命的なことに 倒産手続をする場合であっても、見込みのあ のもとで片づけて再生ができるようにしようとい なってしまいますので、できれば、 けです。これでは、 これが日本における破綻の原型だったわ 当該会社や事業にとっても、 きちんと法律 同じ る企

には、 民事再生法、 会社更生法があります。

こうした法的整理について、 日本の数字を比べてみます(図表7)。ドイ アメリカ、 ドイ

ツは

一破産と再建が入り口では区別されておらず、

意いただければと思います。 方がちょっとアンバランスとなっている点に御注 統計上も一緒になっていますので、表の整理 一の仕

シャドウのところが再建型の件数で、アメリカ

強で、 との対比をしてみますと、アメリカが約一万件、 生法の合計の件数を比べますと、ドイツが二万件 理の件数と、 かかっていないところの数字で、ドイツの法的整 日本は約五○○件であります。また、シャドウの のチャプター11と日本の会社更生法、 日本が 日本の破産法、民事再生法、会社更 約一万件となっています。 民事再生法

> 特に再建型のものは微々たる件数であることがわ かります。

(米独日の倒産法制

これは、

日本の企業が健全だからではなく、先

るかを見てみます (図表8)。 左側 の図で、 民事

再生手続に基づく一般債権者の債務免除の割合を

が行われた場合に、

債権者の損失がどうなって

送りをしているからなのです。再建型の倒産手続

九割超カットです。その下の五一%は七割超 ごらんいただきますと、左の四分の一、二六%は 力 ッ

トということです。この状況を、

アメリ

ź 0

倒

産

実務家等に話しますと、そんなものは再建とは わないというコメントでした。会社更生法でも余

者としては、厳しく責任追及をするわけです。 り変わりません。こういうことでは、 当然、 債権

は、そういう事態になる前に早く法的整理に着手

数が非常に少ないというところがポイントです。

ここでおわかりのように、

日本は法的整理の件

環は支払い不能のおそれがあるという困ったときにりない。一方、ドイツや日本では、債務超過またということです。ということです。ということです。ということです。ということです。ということが重要だということです。ません。一方、ドイツや日本では、債務超過またである。

アメリカでは、黒字でも資産超過でも倒産手続を開始することは自由です。裁判所が倒産申立てを断る理由となるような開始要件は設けられていません。一方、ドイツや日本では、債務超過または支払い不能のおそれがあるという困ったときには支払い不能のおそれがあるという困ったときにはかがけてあげますという仕組みになっています。をかけてあげますという仕組みになっています。をかけてあげますという仕組みになっています。をかけてあげますという仕組みになっています。

現実的にみて穏当かどうかは別として、考え方との責任が発生すると考えられています。これは、が、ドイツでは申し立てないと刑事あるいは民事う場合でも、別に申し立てなくてもいいのですきの経営者の責任です。日本の経営者は、そうい

す。そこが、ドイツと日本との違いになっていまも、債務超過でも貸すというカルチャーがありまも、何とか資金繰りが続けば経営を続けていっても、何とか資金繰りが続けば経営を続けていっても、何とか資金繰りが続けば経営を続けていってるというのは一種の詐欺だということです。このるというのは一種の詐欺だということです。この

られて倒産申立をすると、萎縮し切ってしまってただし、ドイツでも、そのように法的責任に迫

務超過または支払い不能のおそれが生じていると

ところが、

ドイツと日本で全く違うことは、債

す。

せずに債務超過幅を拡大しながら経営を続けてい

しては合理的であります。つまり、

債権者に知ら

まったという弊害があったようです。 いるのが実態であり、 大抵破産に追い込まれてし

ことが非常にふえたのです。それでは困るので、 たので、事業者がドイツからイギリスに引っ越す 中では、当該債務者の主要な経済的利益の所在す ならないということがインセンティブだったと聞 る国で倒産手続を申し立ててよいことになりまし これは、EUの中で、イギリスがアメリカ型の倒 ロンドン並みに合理的、円滑な処理にしなければ 産手続を運用しているからです。EU市場統合の ています。 その後、ドイツでは改革を進めてきています。

> を促進するような手続にするとか、 (注)2ですが、デット・エクイティ・スワップ 早期申立者に

させるという方向に向けた法改正を進めてきたの て、何とかデット・エクイティ・スワップで再建 イツの法務省は、とにかく早く申し立てをさせ ンブレラ手続を導入するといった内容でした。ド

プレリミナリーに倒産手続と同じ保護を与えるア

スワップでの再建が非常に増えてきているという ツの法律事務所によれば、デット・エクイティ

税がネックになっているということでした。 取扱が障害であり、 ことです。現在の問題は、 特にDESに伴う免除益 日本と同様、 税務上の

ているということが言えようかと思います。それ 生の着手のタイミングが先送りになりやすくなっ 方、 日本では、 倒産制度の設計から、 事業再

二年に、二回、倒産法の抜本改正をしました。そ ケージ処理を基本的に認めていくとか、表の下の いくというものでした。 の方向性は、アメリカのチャプター11型に寄せて そういうことで、ドイツでは、九九年と二〇一 具体的には、 プリパッ

緒になっているので数字はわかりませんが、ドイ

であります。その結果、

統計上は破産と再建が

と言われております。

護されている従業員が法的整理になると解雇され 財を取られることや、大企業では、平時は強く保 法的整理になってしまうと経営者が個人保証で私 以外に、 やすくなるということがアメリカやドイツと違う スインセンティブとしましては、中小企業では、 表の下側に書いておりますように、ディ

ことが一つ目のポイントです。 このように、 顕在化したリスクの収拾が困難な

### 四、 機動的なリスクテイクのため

関係を見ましょう。Thomson Reuterの資料によ M & 次に、 A の推移 M & A 等 Μ &Aです。 これについても、 まず事実

りますと、M&Aの件数は、アメリカでは、

金額

す。もう一つ、二〇〇六~二〇〇七年の動きが違

が非常に少ないということが見てとれると思

ま

ち、 で見まして一兆五○○○億ドルぐらいでありまし 件数的には約 クロスボーダーが二〇〇〇一三〇〇〇件ぐら 一万件です (図表10 | 1 う

て、

いであります。

と、どちらも少ない数字です(図表10-2)。 ○○○件となっています。 イツですと、大体一千数百億ドルで二〇〇〇~三 これを、ドイツ、 日本と比べていただきます 日本ですと、同じよう ド

スボ スボーダーで、その右の黒の棒が対外です。 当低い水準だということです。また、 当大きいですから、その対比では、 に一千数百億ドルで二〇〇〇件です。 いただきますと、真ん中の薄いグレーの棒が しかし、日本のほうがドイツより経済規模が相 ーダーと対外の差は対内ですが、 日本の方が 構成を見て 日本は 対内 クロ ?クロ 相

にふえています。この違いがあるということで 起きていたのですが、その対応後にM&Aが顕著 ました。このころ、ドイツでも同じようなことが います。日本では、ライブドア事件等があり、 ろいろな対応を行った結果、M&Aが顕著に減り ()

> れは、自己資金かもしれませんし、ベンチャー と考えますと、例えば数億のお金が要ります。こ ます。そのアイデアを商品化まで持っていきたい

キャピタルかもしれませんが、出資が必要です。

商品との組み合わせで提供するという課題がでて が商品化できると、販路を獲得するとか、ほか 銀行融資ではうまくいきません。次に、アイデア

らったりする必要がでてくるわけです。ここで、 あるいはどこかのファンドに多額の投資をしても きます。その場合は、大きな会社と連携したり、

ようやくIPOが近づいてくることになります。 M&Aが必要になります。それがうまくいくと、

普通は、こういう順番で起業がすすむわけです。

アメリカでは、よくベンチャーエコシステムが

は大きい会社に自社の株式の相当部分を売って、 あると言われますが、こうしたM&Aでは、それ

その対価として大きい会社の株式をもらうとい

アイデアのある人が、自分の会社をつくったとし

していただきましょう。仮にビジネス上の独自の

その意味を考えるために、

ちょっと実例を想定

## (M&Aに関する税制

す。

問題は税制ではないかと考えるようになりまし イツの担当者と議論をしてみますと、一番大きな に対する課税です。 る点が、図表11に示しました買収対象企業の株主 た。とりわけ、日本の特異性がくっきりとしてい こうした違いの理由は幾つかあるのですが、ド

す。

で、イノベーションをビジネスとして実現できまプライチェーンなり販売網に組み込んでいくことに基づく事業を支配下に置いて、それを自分のサ間いております。大きい会社は、独自のアイデア

う、

株式の交換によることが基本的なやり方だと

かと考えます。

13

イツにない大きな阻害要因になっているのではな

すると、そういうところを買収した企業の株価も取った株式を端から売らなければいけない。そうと、キャッシュフローがないのに課税だけされまと、キャッシュフローがないのに課税だけされまっまり、そういう株式の交換が課税されます

する課税は、起業やイノベーションを阻害する効うことになります。このように、株式の交換に対ること自体、大企業の経営者にとって不利だとい下がってしまうわけです。ということは、買収す

果が非常に大きいと思います。現実に、

日本で

延の基本にある組織再編税制について、表の上のなぜこうした税制が設けられるかというと、多は、このようなM&Aはほとんどありません。

方を見ていただきますと、基準の考え方が、アメ

をすすめようとする企業にとって、アメリカやド

そういう新規事業を吸収してイノベーション

ー等に関する起業や投資を行おうとする人

によって支配が継続するような場合は課税を繰延によって支配が継続するような場合は課税を繰延によって支配が継続とか、主要な経営者を残せとか、そ員を引き継げとか、主要な経営者を残せとか、そ員を引き継げとか、主要な経営者を残せとか、そういうことが基準になるということになるのでいるのであって、事業が継続されるわけではないとみられるので、課税されることになります。とみられるので、課税されることになります。

リカやドイツの場合は、株式の大多数を移すこと

し、日本は相変わらず会社法と税法がセットで規 ないのですが、基本的な構造が違うということの ないのですが、基本的な構造が違うということ に見合った連邦の税制をつくっていくということ に見合った連邦の税制をつくっていくということ になります。ドイツは、もともとは会社法と税法 はセットだったのですが、E U 統合に伴いまし はセットだったのですが、E U 統合に伴いまし はセットだったのですが、E U 統合に伴いまし はマットだったのですが、E U 統合に伴いまし

業等を阻害する根本原因ではないかと考えており

定されています。そういうことが組織再編成

や起

## (M&Aに関するレギュレーション)

どできないというふうになっています。

これは対

てしまうのです。したがって、三角合併はほとん

せんので、共同事業にはあたらず、全部課税され

ます。

内直接投資が少ない要因のひとつだと思います。

なぜそのような発想になっているのかというこ

もあるのではないかと思います(図表12)。これまた、M&Aに関するレギュレーションの問題

取 れませ は、 れていないということです。 締役の行動基準について、 大企業の買収にかなり限定された論点かもし  $\bar{\lambda}$ が、 言で申しますと、 日本では整理が行わ 買収対象企業

0

に か

株主 は、 れは ノカ に透明に戦うということを確保していくという 者も買収対象企業の ル ] タリ 御 0) ル基準が適用されることになっています。こ 買収対象企業の経営者にはレブロン ルです。その一環として、会社法レベ ための 案内のとおりだと思います。 っ カは、 エー 基本的には御案内 ジェントとしてきちんと戦うべ 取締役も、 証券市場でフェア のとおり、 基本的には、 義務やユ 買収 ル で

ます。

イギリスの場合はテイクオー

バ

ーパネル

ځ

監督当局が審査する点で、イギリスと異なって

定しています。この制度では、 ているかどうかは、ドイツではB ていることが特徴です。 オファーをする価格について厳しい規制 5 証券市場法と会社法を一貫させた特別法を制 Ó 制 度であります。 また、この規制 ドイツでは、そのた とりわけ、 a F i が課され n とい が守られ 買収 う 8

せんので、役所が審査することになりました。 かし、ドイツの場合はそういう積み上げがありま いう業界コミュニティー 0) 団 体 が審査します。

与えたので、 す。つまり、 査をパスした場合について、 ただきますと、 少数株主の保護に役所がお墨つきを 取締役はもう関与すべきではないと 取締役には中立義務が課され 表の下の方を見て ま

スの仕組みを導

誰

か

13

う整理なのです。

日本はどうなっているかというと、 買収者のほ が株式の多くを買収すると、 入したのですが、 それに対して、ドイツはイギリ 企業という実体を念頭 残存する少数株主を

きだという考え方です。

搾取する危険があるのではないかという問題意識

21

うことが論点になります。これは後で申し上げま

防衛策が認められるのはどういう場合かという議ということです。しかし、会社法のほうは、買収ということです。しかし、会社法のほうは、買収らの規制は、基本的にはアメリカ式ではないかと

る取締役の行動基準は何かということについて論は非常に盛んだったのですが、そのベースにな防衛策が認められるのはどういう場合かという議

ました。

は、株主の総意によるという一般原則にとどまっ

ています。そうすると、株主の総意とは何かとい

れてしまいます。
は、取締役が決めれば何でもできると受けとめら思がそのまま株主の総意になるのです。これですが、安定株主が多いときには、結局取締役の意

ドイツの場合は高くつくということだけなので、もどちらも閉鎖的だとみているようです。ただ、国投資家は、企業買収に対しては、ドイツも日本国

ので、非常に検討しづらいというコメントであり日本の場合はどう出るかわからないという問題な高く払ってもよければ検討対象になるのですが、

## のコミュニケーション五、リスクテイクに向けた株主と

#### (株主の構造)

三つ目は、株主と経営者のコミュニケーション

です。

う誘因があります。一方、取引先や保険会社は、ガーナーであります。次に、機関投資家の中で、バナンスをきかせるような株主としては、まず、バナンスをきかせるような株主としては、まず、まず、株主の構造について、アメリカ、ドイ

取引 なか なか 関係に配慮すると、 難 いり のです。 現経営陣に逆らうことは

般的

には、

コーポレートガバナンスのうえで

と言わり は、 九 年金は、 三・六%しか株式に投資していませんので、 本はGDP比で二六・三%しかなくて、株式には カは、 年金基金の規模、投資の内訳を見ますと、アメリ ては、GDP比で六・三%しかなくて、さらに ち半分近くを株式に投資している。ところが、日 ・七%投資しているだけです。ドイツにいたっ 年金基金のようなところが重要な働きをする GDP比で七四・五%の規模があって、 n 株式市場から見たときには余り存在感は ています。この点に関し、 図表13で私的 私的 う

> ります。 く違ってきています。それには、二つの論点が あ

覧ください。なお、 議論がされます。この点に関しては、 益を非課税にしたので急激に売却が進んだという イツについて入手できる情報の制約から、二〇〇 つは、よくシュレーダーのときに、 御注意いただきたいのは、 図表14をご 株の売却 K

出 0 持株減少は同じようなもので、そんなに違 見ていただきますと、日本とドイツでは、 七年までのグラフとなっていることです。 13 くらいです。 しをするのに株を売らざるを得なかったので 日本の銀行 日本の銀行は の株の減り方のほうがむしろ 金融 危機対応で益 銀行 これ 13 激 は を な 0

九九年に寄託銀行株に基づく議決権行使が れたことの効果が大きいのです。それによって、 イツの 銀 行 の場 **湾合は、** この措置 よりも、 制限さ 実は

ていました。しかし、

それは昔の話で、現状は全

から銀行が株主として非常に強力であると言われ

ないということになります。

方、ドイツについては、

日本と同

様 か

ね

7

K

す。

まくいったのは、もともとの状況がそうだったか

らだということであります。

うしたところにシュレーダーがキャピタルゲイン 梃子がなくなったということです。しかも、ドイ ツでも銀行の経営環境は厳しくなっていましたの きなくなったので、銀行としては産業支配をする 収益性の低い取引先株式を売りたかった。そ

議決権に基づいて会社に役員を送り込むことがで

上がったということでした。銀行の株式売却がう を非課税にしてくれたので、喜んで売ったとこ 売った銀行、売られた企業、どちらも株価が

後の結果が全く違うのです。 したところまでは共通しています。しかし、 その

このように、ドイツも日本も銀行が持株を売却

下、 いグレーのところが金融機関による産業株式の保 九九八年を見ていただきます。 真ん中の薄

イツの株式保有構造について、

図表15の一

番

年、二〇一〇年に移りますと、薄いグレーの線が ることがおわかりだと思います。これが二〇〇八 ありますが、株式保有のネットワークになって 有です。真ん中にドイチェバンクとアリアンツが

薄いグレーの大きな星は、KFWで、これは日本 の政投銀に当たるところですが、ここがドイチェ

ことがおわかりだと思います。今残っております 減りまして、濃いグレーの単線だけがふえている

式保有が産業による垂直支配に変わりました。 うものであります。これは、民営化のなごりで、 例外的です。したがって、ドイツでは、銀行の株 テレコムとドイチェポストの株を持っているとい

間の水平持ち合いに変わっているのではない ところが、日本の場合はそうではなくて、 かと

はやめてしまいました。そこで、かわりの情報を 考えられます。 ついては、 昔は日生が調べていたのですが、 ドイツの資料にあるような情報に

いマークは、

資本金一〇〇億円以下の上場企業の

で、それを並べてみました。 ンケート調査をされている結果がありましたの 探してみると、商事法務が会社の総務部の方にア

改 図表16をどのように見るかというと、右上の二か プラマン

ています。下側の凡例にあるように、実線の四角見のいただきますと、縦が三○、横が六○となって一〇一三年の図で、実線の四角いマークの一番右を

いますか」と聞くわけです。「六〇%います」とて、「おたくの会社で安定株主は何%いらっしゃ総務部の方に商事法務さんがアンケートをしまし数字です。これはどういうことかといいますと、

です。三〇%といいますのは、そのように「六〇いう答えが出ると、ここに一社とカウントするの

以下の上場企業に占める割合が三○%あるという%以上います」と答えた企業の数が、一○○億円

ことです。

と、これは二五%~二六%あります。従って、一そこで、五〇%台のところを見ていただきます

○○億円以下の上場企業のうち五五%~五六%のと、これは二五%~二六%あります。従って、一

が三割というところで見ますと、一〇〇〇億円以党株主がいると勝つと言われています。安定株主与党株主が勝つことになります。普通は、三割与企業では、仮に反対株主が全員出席しても、必ず

わずかに資本金一〇〇〇億円超の上場企業の一部下の上場企業も、ほぼ必ず現経営者が勝ちます。

だけが、安定株主支配ではないということになり

ます。

社かと見てみますと、大体、国際的に商品を売っ資本金一○○○億円以上の会社とはどういう会

会社ということです。外国人から見た場合に、日ていて、国際的なIRもきちんとしているような

常にとりにくいので、どうしても国際的大企業に本企業の情報というのは、言葉の問題もあって非

投資が偏るという問題もあります。

の間までは円高傾向でしたので、個別銘柄を見る

外国人投資家についてもう一点申しますと、こ

必要はあまりなかったのです。円建ての金融商品

いう投資家が多かったのです。しかし、円安傾向に投資をしていれば、円高になるのでもうかると

ということになりました。先ほど、外国の投資家に転じてからは、個別銘柄を見なければいけない

しにくいといった議論をしていたということであいけれども、その観点からは日本の企業には投資とでは個別銘柄の業績を見ていかなければいけなのお話をいたしましたが、こういう円安傾向のも

いずれにせよ、こうして見ていただきますと、

ります。

の株主構造の違いです。いということがわかります。これがドイツと日本いということがわかります。これがドイツと日本

## コーポレートガバナンスの制度設計)

ということについても、制度設計上で相当違いがレートガバナンスをどうやって機能させていくかこのように株主分布が異なる中では、コーポ

ロージャーと市場監視というやり方ではなく、どこのため、ドイツでは、アメリカ型のディスクでてくることになります。

ちらかというと会社の内的なガバナンスを重視す

たり、資本市場法の中に会社法と連動するようなです。会社法の中にも資本市場法的な制度を入れに、資本市場法と会社法の横断的整備ということに、資本市場法と会社法の横断的整備ということるような仕組みにしています。大きな枠組みとし

実は日本でも、先般の会社法改正の中に同制度を入れたりしているということです。

様の

てしまいました。日本ではあくまでも会社法と市条項が入っていたのですが、法制局の審査で消え

す。 K Comply or Explain をしなさいという規定が設け とではちょっと考えづらいような制度設計になっ 項目は、 られています。 において、上場会社という概念が書いてありま なります制度が、ドイツ・コーポレートガバナン ています。 スコードであります。これは、日本のドグマのも 委員会で決められます。この委員会では、 そのうえで、上場会社は、 スコードに掲げられた事 政府にあるコーポレート 日本における会社法に相当する株式法 コ ーポ レートガバナンスコー コーポレ ガバナンスコー 項につい 1 ある て、 ドの ガバ

項目については守らなければいけないとか、この項目については守らなければいけないとを決定することが推奨されるとか、こういうことを決定することが推奨されるとか、こういうことを決定することが推奨されるとか、このコーポレートガバナンスコード委員会を所管する官庁は法務省です。この制度がもたらす効果は何かというと、これはディスクロージャーと同様、株式売買に伴う市はディスクロージャーと同様であることができますることができますることができまますることができますることができますることができまする。

た区分は、一五年ぐらい前からなくなっていると

いうことでした。

そうした市場法と会社法の連携の一

番の象徴に

イツの法律の専門家に聞いたところでは、そうし

残っているということです。この点について、

K

場法は区切らねばならないというドグマが厳然と

で、これはさっき申し上げましたように、機関投 情任を負うことに伴うガバナンスの効果がありま す。また、コードへの遵守表明に不履行があれば 中していれば、何か事故があったときの取締役の 時間責任を生ずるけれども、反対に、きちんと遵 時間でいれば、何か事故があったときの取締役の ます。ここがドイツの仕組みのユニークなところ で、これはさっき申し上げましたように、機関投 で、これはさっき申し上げましたように、機関投

資家が必ずしも活発ではないということに対応し

機能させ、企業がリスクテイクをするように仕向

#### 六、まとめ

以上のように、ドイツの制度とアメリカの制

日本の制度を見比べていただきますと、

日本

ける構造になっていると言えます。

経済成長率を高めていくためには、

市場規律を

の企業制度は、リスクテイクをしないように仕向

たらいいかを検討しなくてはなりません。けていくことが不可欠です。そのためにはどうし

な要素の違いを十分に考慮しながら、アメリカとなぞっていくということでは実効的ではない可能性も十ツの制度をなぞっても実効的ではない可能性も十分あります。先ほど申し上げましたような基本的分あります。先ほど申し上げましたような基本的分あります。先ほど申し上げましたような基本的があります。

時間になりましたので、このぐらいで終わらせしていくべきではないかと考えております。

ドイツの制度を対比し、日本の制度設計の参考と

ていただきたいと思います。

もふだん、ドイツの制度には余りなじみがないの増井理事長 どうもありがとうございました。私

て御説明をいただきました。

ですが、日本あるいはアメリカの制度と対比され

答えいただけると思います。いかがでしょうか。少し時間がございますので、御質問があればお

―よろしいですか。

もいろいろ取り組みがあると思いますが、どんなますが、今後の動きというのでしょうか、政府でことで、先ほどの新成長戦略などが言われておりては、私のほうから。いろいろな対応というでは、私のほうから。いろいろな対応という

ただし、その具体的な実現方法については、外

す。

こしょうか。 ところに注目されているのかというのはどうで

てきたのですが、現在では、

問題意識が広く浸透

の中にも、かなりの項目が取り上げられておりましてきているのかなと思います。先般の成長戦略

う問題があります。そこで、まず上場規則でコーをすることだけで何年も消えるのではないかというれようという話になると、変えようという議論と違ってくることも当然であります。例えば、国と違ってくることも当然であります。例えば、

ポ

レート

ガバナンスコードを入れましょうという

す。

意識は広く浸透していますし、成長戦略に対する

ことになるのだと思います。

しかし、

根本の

問題

残っている項目で、最もクルーシャルなもの外国の投資家からの評価も高いようです。

は、M&Aの税制です。

ださいとか、負担を軽くしてくださいという声ががどこかを買うことについてリスクを軽減してくがどこかを買うことについてリスクを軽減してく

来発展するためにはこうしたらよいという議論は出てきます。しかし、今存在していない会社が将

出てこないのです。

自体が行われていないので、あまりないはずでし、財政収支への影響は、現在は対象となる取引のが難しい制度だというのはよく聞きます。しかのが難しい制度だというのはよく聞きます。しかれて対価M&Aの課税繰延べは、税法をつくる

す。日本では、この問題があることを指摘している人が余りいないということが障壁となっていまこの問題を是正するためには、必要性を主張す

と世のためになると思います。

を直すべきだということをおっしゃっていただく

お時間がありましたら、ぜひM&Aに関する税制はないかと思います。本日ご出席の方々も、もしは、実はみんなこれで困ることになっているのでて、技術開発して、起業したいと思っている人

それでは、ちょっと早いですけれども、今日はでしょうか。――よろしゅうございますか。増井理事長 そのほかに何か御質問などあります

んに拍手をお願いいたします。(拍手) 今日はどうもありがとうございました。木下さ

思います。

このあたりで資本市場を考える会を終わりたいと

(きのした のぶゆき・日本銀行理事)

|記録で、文責は当研究所にある。 |本稿は、平成二六年七月二日に行われた講演会の

-30 -

#### 木下信行氏

#### 略 歴

出 身 地 兵庫県

昭和52年 3月 東京大学法学部卒業

52年 4月 大蔵省入省

平成9年 7月 大蔵省銀行局調査課長

10年 6月 金融監督庁長官官房企画課長

13年 7月 金融庁監督局総務課長

17年 7月 九州財務局長

18年 6月 内閣官房内閣審議官郵政民営化委員会事務局長

20年 7月 金融庁公認会計士・監査審査会事務局長

21年 7月 金融庁証券取引等監視委員会事務局長

22年 8月21日 日本銀行理事